

京都市訓令甲第 9 号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年9月30日

京都市長 門川 大作

表(3)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項」に改め、「附則第4条第1項に規定する支援給付」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この項において「改正法」という。)附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付」を加える。

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)